

清水町 中小企業向け

新事業チャレンジ応援補助金

町内で起業したい
新しい生活様式に向けた事業を行いたい
今の事業を維持しながらも 新事業に取り組みたい

事務所等 新築工事費

新事業に必要な土地・建物等の工事費用(住居部分を除く、増改築)を補助します

補助対象 となる費用

事務所等の 賃貸料

創業日から1か月間の賃貸料(駐車場代を含む)を補助します

賃金

新たに町内に居住する正規労働者を雇用した場合における賃金

設備費

直接必要な機械装置・工具・器具・備品等の購入費を補助します

◎補助率：1 / 2 以内

◎補助上限額：25万円 / 年

※認定連携創業支援等事業者または清水町商工会の支援を受けている場合は50万円

町内でこれから起業を目指す

新事業に取り組む 皆様のための補助金です
新たな一歩に お役立てください

裏面に、支援補助金制度の詳細を記載しています ご確認ください

お問い合わせ・書類送付先

清水町役場 産業観光課 産業振興係

〒411-8650 清水町堂庭 210 番地の 1

☎055-981-8239

「清水町新事業チャレンジ応援補助金制度」の概要

区分	内容
補助対象者	<p>○町内において起業及び新事業に取り組もうとする者</p> <p>○町内において起業等をした者のうち、創業日が令和2年4月1日以降であるもので、下記の要件をすべて満たすものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に同一の事業で当該補助金の交付を受けていないこと ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員ではない者 又それらと親密な関係を有しない者 ・個人にあっては、事業の完了までに町内に居住し、町の住民基本台帳に記載されていること
補助対象経費	<p>○起業日を起算日とする3か月前の日から1か月後の日までの間に係る下記の経費とする</p> <p>(1)事務所等新築工事費(増改築を含む。ただし住居部分を除く)</p> <p>(2)事務所等の賃貸料(創業日から1か月間。駐車場代を含む)</p> <p>ただし、申請者本人が所有する場合および住居部分に係る費用及び敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料を除く</p> <p>(3)設備費(直接必要とする機械装置、工具、器具、備品等購入費)</p> <p>対象設備は耐用年数1年以上かつ単価1万円以上のものとする</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症対策設備はこの限りではない</p> <p>(4)賃金(新たに町内に居住する正規労働者を雇用した場合における賃金)ただし、申請者と三親等以内にあるものを除く</p>
補助額	<p>対象経費の1/2以内を補助率とし、1年に1回25万円を上限額とする</p> <p>※ただし、事業の完了までに産業競争力強化法(平成25年法律第98条)の規定に基づきに認定を受けた清水町創業支援等事業計画に定められた認定連携創業支援等事業者または清水町商工会による支援を受けている場合には50万円</p>
手続きの流れ	<p>①必要書類を添えて申請書を提出⇒</p> <p>②町から補助金交付決定通知書を送付⇒</p> <p>③補助事業を実施、終了したのちに必要書類を添えて実績報告書を提出⇒</p> <p>④町から補助金交付確定通知書を送付⇒</p> <p>⑤請求書を提出⇒</p> <p>⑥補助金の支払い</p> <p>※申請内容を変更する場合には、事業計画変更承認申請書の提出が必要です</p>

※申請に必要な書類は、清水町ホームページからダウンロードできます

※予算の範囲内での、補助金交付になります。ご了承ください

